

① 長与町自治基本条例及び長与町職員倫理条例並びに長与町長等政治倫理条例の制定について

自治基本条例は、行政と住民の役割分担やまちづくりの原則を定めた条例で、「自治体の憲法」ともよばれている。住民や地域の自治組織が自治体の事業立案に参加する権利などを定めることが一般的であるといわれている。

職員倫理条例並びに町長等政治倫理条例は、町政が、町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる町長や副町長並びに教育長等が町民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその権限に基づく影響力を不正に行使して、自己又は第三者の利益を図ることのないように必要な措置を定めることにより、町政に対する町民の信頼に応えたとともに、町民が町政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することなどを定めているところである。

本町の議会においては、長与町議会基本条例を、平成25年9月9日の本会議において可決決定し、公布している。更に長与町議会議員政治倫理条例は、平成25年3月6日の本会議において可決決定され既に公布されているところである。今日では一層充実したものを目指して、検討をしてきたところである。そこで質問する。

(1) 議会のこのような決断と実行力を見て、町長としてどのように感じておられるのか。

(2) 車は片方だけでは前進できない。片方の車が回ると、どちらかに曲がるのである。町政は曲がってはならないのである。「町政は車の両輪の如く」とよく言われている。「現実是一片輪の如く」ではないのか。議会の自主的な行動から、もう5年が過ぎようとしている。過ぎ去ったことはやむをえない。やる時はいつか。今なのである。これらの条例の制定に向けた町長の決断を求める。

② Jアラート（全国瞬時警報システム）とその運用について

Jアラートは、通信衛星と市町村の同報系防災行政無線を利用して、緊急情報を住民へ瞬時に伝達する日本のシステムであると言われている。Jアラートとは、Jは日本の頭文字、警報を意味するアラートを結びつけた造語と言われている。これは、対処時間に余裕がない大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃などの情報を、『国から住民まで直接瞬時に伝達』することができるという点が、Jアラートの最大の特徴であると言われている。本町におけるJアラートの運用は、平成22年度末から開始し、今年度末で7年が経過しようとしているが、聞くところによるとその受信機の更新は、5～6年とのことである。このシステムの重要な点は、システムが有効かつ適切に機能することである。国においては、平成26年1月～3月にかけて、15都道府県16市町村の参加の下、実証実験が行われたそうである。

その内容は、(1) 市町村の適正な受信 (2) 防災行政無線の自動起動 (3) 情報発信から放送までの所要時間の3点である。本町においても、この3点を基本に、日常の保守点検により問題点の把握とその改善に努めていくことが求められている。

そこで以下について質問する。

(1) このJアラートのシステム設置の目的、町民との関わり等について町民への周知はどのような方法によって行われてきたのか。

(2) 平成29年8月29日、北朝鮮がミサイルを発射した際、9都道府県の計16市町村で防災行政無線等に不具合が発生し、その原因は機器の設定ミスや故障などが多かったそうである。その解決のためには、Jアラート受信機のテスト機能を使って機器が正常に動くかの確認が必要であるとのことであるが、そのテスト機能の内容と、本町での今日までの確認の状況についてはどうか。

- (3) 機器の設定ミスがあってはならない。緊急を要することであるところから、設定は誰が行い、不具合が生じたときは誰がそれを修正し正常に復旧するのか。
- (4) 冒頭に言ったように、本町の J アラートの受信機は7年が経過しようとしている中で、前議会において受信機等の更新に必要な工事費が予算化された。工事の発注状況と完成時期及び機器等について聞きたい。
- (5) 9月15日のミサイル発射による、通過ルートは北海道上空でありながら、Jアラートの対象地域は北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、長野各県の12道県の広範囲に及んだとのことである。全く理解できない。国民に動揺を与えるものほかない。『過剰に危機をあおることは危険である』との指摘もある。今後どう対応するのか情報はないか。
- (6) 大規模自然災害、弾道ミサイル攻撃などの情報伝達は、いかに国民の命と財産を守るかにある。そのためには、瞬時に情報を発信し、町民もそれを正しく受信し、命を守るために適切な行動をとることが重要である。ミサイル攻撃の際は、強固な建物に身を寄せる。地下の建物に避難する。などテレビ等で報道されているが、攻撃のその瞬間に、そのような強固な建物のあるところにいるとは限らない。本町においては瞬時警報システムは整備されても、町民の取るべき対応についての周知は全く皆無に等しい状況にあると言わざるを得ない。町の取り組みを聞きたい。

③ 乗合タクシー（コミュニティバス）について

本町における公共交通機関としての乗合バスは、2社が参入し今日に至っている。この乗合バスの路線等については、町民生活の利便性向上の実現から幾多の見直しが行われてきたところである。第9次総合計画においては、『地域公共交通の充実』の視点から、「コミュニティ交通の導入検討」の中でコミュニティバス・乗合タクシーが計画されることとなった。この計画の趣旨は、通勤・通学時間の短縮や、通院・買い物などの日常的な移動の利便性向上が目的である。これを受けて、平成29年6月の議会において、地域公共交通会議委員報酬70万2千円、及び委託料49万7千円等を含め総額で131万5千円が予算化されている。この予算の議決を受けて、執行側においては具体的にその取り組みがなされているものと思っている。

そこで以下について質問する。

- (1) 地域公共交通会議のメンバー（その所属）と今日までの開催日、その内容（日程を追っての開催日と内容）についてはどのようなになっているのか。
- (2) 関係の自治会及び対象の住民との協議の状況（3地区別のそれぞれ開催回数とそれぞれの出席人数）はどのようなになっているのか。
- (3) 今回の新公共交通システム等の導入可能性の検討の中では、斜面の状況、高齢化率等から『中尾団地』及び『道の尾団地・自由が丘団地』についての対策を考えているようであるが、検討の価値と将来の運営面等を充分検討した上での決断であるのか。
- (4) 試行運転時期はいつごろと設定しているのか。